

官報

号外

平成二十五年六月二十六日

○第百八十三回 衆議院會議録 第三十六号(一)

平成二十五年六月二十六日(水曜日)

議事日程 第二十九号

平成二十五年六月二十六日

午後一時開議

第一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

第二 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第二 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百四十七請願
国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会及び災害対策特別委員会外九特別委員会並びに憲法審査会において、各委員会及び憲法審査会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

法制局長の辞任承認の件
法制局長の任命承認の件

午後一時三分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第二 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第一、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長平井たくや君。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号(一)末尾に掲載)

(平井たくや君登壇)

○平井たくや君 たいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護のあり方が課題となっている状況に鑑

み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠とともにする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講ずるものであります。

次に、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申し出、当該申し出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援を明記する等の措置を講ずるものであります。

両案は、参議院提出に係るもので、六月二十一日日本委員会に付託され、二十五日、相原参議院内閣委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終局後、採決の結果、両案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) たいま報告のありました両案を一括して採決をいたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、また、両案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決をいたしました。

○越智隆雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

本日委員会の審査を終了した法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百四十七請願を一括議題とし、その審議を進められることを望みます。

〔請願の件名は本号(一)末尾に掲載〕

○議長(伊吹文明君) 越智隆雄君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百四十七請願

○議長(伊吹文明君) 法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百四十七請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○議長(伊吹文明君) 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

委員会及び憲法審査会の閉会中審査に関する件

○議長(伊吹文明君) お諮りをいたします。

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会及び災害対策特別委員会外九特別委員会並びに憲法審査会から、閉会中審査をしたいとの申し出があります。

〔閉会中審査案件は本号(一)末尾に掲載〕

○議長(伊吹文明君) 各委員会及び憲法審査会から申し出のあつた案件中、まず、災害対策特別委員会から申し出の防災・減災等に資する国土強靱化基本法案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、内閣委員会から申し出の安全保障會議設置法等の一部を改正する法律案、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案及び道州制への移行のための改革基本法案、法務委員会から申し出の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案、安全保障委員会から申し出の自衛隊法の一部を改正する法律案、議院運営委員会から申し出の地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案及び任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会から申し出の海江田万里

君外六名提出、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案及び園田博之君外十一名提出、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案、憲法審査会から申し出の日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案は、各委員会及び憲法審査会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、内閣委員会から申し出の行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案、経済産業委員会から申し出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、各委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、法務委員会から申し出の公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、ただいま閉会中審査することに決まりました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおり閉会中審査をするに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

法制局長の辞任承認の件

○議長(伊吹文明君) 次に、お諮りをいたします。

法制局長高橋伸君から、法制局長を辞任いたしたいとの申し出があります。これを承認するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。よって、承認することに決まりました。

法制局長の任命承認の件

○議長(伊吹文明君) つきましては、法制局長に鈴木正典君を議長において任命したいと存じます。これを御承認願いたいと思います。御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。よって、承認することに決まりました。

○議長(伊吹文明君) 今国会が本日をもつて終了するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今国会は、去る一月二十八日に召集されましたが、以来、国会と内閣とのよい意味での緊張感の中で、主権者たる国民の負託に応えるべく、真摯に、熱心に議論を重ね、決めるべきは決め、国政の進展に御努力をいたしました。

この間の同僚の皆さんの御労苦に対し敬意をあらわしますとともに、議長、副議長に寄せられました御協力に対し、厚く感謝を申し上げます。

厳しい暑さを迎えますが、同僚の皆様には、健康に留意をされ、国会閉会中にあつても、常に国民の負託に応え、御活躍あらんことを願つてやみません。(拍手)

○議長(伊吹文明君) この際、暫時休憩いたします。

午後一時十四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席國務大臣

國務大臣 古屋 圭司君

出席副大臣

内閣府副大臣 西村 康稔君

請 願

(法務委員会)

- 一 法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(大口善徳君紹介)(第八五二号)
- 二 同(奥野信亮君紹介)(第八七七号)
- 三 同(赤嶺政賢君紹介)(第一〇三七号)
- 四 同(笠井亮君紹介)(第一〇三八号)
- 五 同(穀田恵二君紹介)(第一〇三九号)
- 六 同(佐々木憲昭君紹介)(第一〇四〇号)
- 七 同(志位和夫君紹介)(第一〇四一号)
- 八 同(塩川鉄也君紹介)(第一〇四二号)
- 九 同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇四三号)
- 一〇 同(宮本岳志君紹介)(第一〇四四号)
- 一一 裁判所の人的・物的充実に関する請願(階猛君紹介)(第一二八三号)
- 一二 同(辻元清美君紹介)(第一二八四号)
- 一三 同(大口善徳君紹介)(第一三六七号)
- 一四 法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一三五九号)
- 一五 同(笠井亮君紹介)(第一三六〇号)
- 一六 同(穀田恵二君紹介)(第一三六一号)
- 一七 同(佐々木憲昭君紹介)(第一三六二号)
- 一八 同(志位和夫君紹介)(第一三六三号)
- 一九 同(塩川鉄也君紹介)(第一三六四号)
- 二〇 同(高橋千鶴子君紹介)(第一三六五号)

- 二一 同(宮本岳志君紹介)(第一三六六号)
- 二二 裁判所の人的・物的充実に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一四九二号)
- 二三 同(笠井亮君紹介)(第一四九三号)
- 二四 同(穀田恵二君紹介)(第一四九四号)
- 二五 同(佐々木憲昭君紹介)(第一四九五号)
- 二六 同(志位和夫君紹介)(第一四九六号)
- 二七 同(塩川鉄也君紹介)(第一四九七号)
- 二八 同(高橋千鶴子君紹介)(第一四九八号)
- 二九 同(宮本岳志君紹介)(第一四九九号)
- 三〇 同(田嶋要君紹介)(第一五八〇号)
- 三一 同(遠山清彦君紹介)(第一五八一号)
- 三二 同(枝野幸男君紹介)(第一五八二号)
- 三三 法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(田嶋要君紹介)(第一五七八号)
- 三四 同(遠山清彦君紹介)(第一五七九号)
- 三五 同(枝野幸男君紹介)(第一五八〇号)

(厚生労働委員会)

- 一 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(阿部寿一君紹介)(第三一六号)
- 二 同(浅尾慶一郎君紹介)(第三一七号)
- 三 同(井坂信彦君紹介)(第三一八号)
- 四 同(上野ひろし君紹介)(第三一九号)
- 五 同(大島章宏君紹介)(第三二〇号)
- 六 同(北川知克君紹介)(第三二一号)
- 七 同(玄葉光一郎君紹介)(第三二二号)
- 八 同(小林史明君紹介)(第三二三号)

- 九 同(後藤斎君紹介)(第三二四号)
- 一〇 同(後藤田正純君紹介)(第三二五号)
- 一一 同(河野太郎君紹介)(第三二六号)
- 一二 同(國場幸之助君紹介)(第三二七号)
- 一三 同(斎藤鉄夫君紹介)(第三二八号)
- 一四 同(武井俊輔君紹介)(第三二九号)
- 一五 同(中川正春君紹介)(第三三〇号)
- 一六 同(福山守君紹介)(第三三一号)
- 一七 同(細田博之君紹介)(第三三二号)
- 一八 同(松野頼久君紹介)(第三三三号)
- 一九 同(宮澤博行君紹介)(第三三四号)
- 二〇 同(井林辰憲君紹介)(第三三三三号)
- 二一 同(石崎徹君紹介)(第三三四四号)
- 二二 同(石田祝稔君紹介)(第三四五号)
- 二三 同(うえの賢一郎君紹介)(第三四六号)
- 二四 同(江田康幸君紹介)(第三四七号)
- 二五 同(小此木八郎君紹介)(第三四八号)
- 二六 同(奥野信亮君紹介)(第三四九号)
- 二七 同(小島敏文君紹介)(第三五〇号)
- 二八 同(田野瀬太道君紹介)(第三五一号)
- 二九 同(田畑裕明君紹介)(第三五二号)
- 三〇 同(中川俊直君紹介)(第三五三三号)
- 三一 同(西銘恒三郎君紹介)(第三五四号)
- 三二 同(額賀福志郎君紹介)(第三五五号)
- 三三 同(古川慎久君紹介)(第三五六号)
- 三四 同(三日月大造君紹介)(第三五七号)
- 三五 同(三木圭恵君紹介)(第三五八号)
- 三六 同(山口壯君紹介)(第三五九号)

三七	同(池田佳隆君紹介)(第三六六号)	六七	同(熊田裕通君紹介)(第四〇八号)	九七	同(穀田恵二君紹介)(第四四五号)	一二七	同(桜内文城君紹介)(第五二五号)
三八	同(岩田和親君紹介)(第三六七号)	六八	同(笹川博義君紹介)(第四〇九号)	九八	同(佐々木紀君紹介)(第四四六号)	一二八	同(高木宏壽君紹介)(第五二六号)
三九	同(岸本周平君紹介)(第三六八号)	六九	同(篠原孝君紹介)(第四一〇号)	九九	同(武井俊輔君紹介)(第四四七号)	一二九	同(山本有二君紹介)(第五二七号)
四〇	同(小林茂樹君紹介)(第三六九号)	七〇	同(関芳弘君紹介)(第四一一号)	一〇〇	同(牧島かれん君紹介)(第四四八号)	一三〇	同(津島淳君紹介)(第五三六号)
四一	同(助田重義君紹介)(第三七〇号)	七一	同(田中良生君紹介)(第四一二号)	一〇一	同(小川淳也君紹介)(第四五〇号)	一三一	同(東郷哲也君紹介)(第五三七号)
四二	同(鈴木淳司君紹介)(第三七一号)	七二	同(玉城デニ君紹介)(第四一三号)	一〇二	同(岡田克也君紹介)(第四五一号)	一三二	同(野田毅君紹介)(第五三八号)
四三	同(高木義明君紹介)(第三七二号)	七三	同(渡海紀三朗君紹介)(第四一四号)	一〇三	同(坂元大輔君紹介)(第四五二号)	一三三	同(三ツ矢憲生君紹介)(第五三九号)
四四	同(武部新君紹介)(第三七三号)	七四	同(長島昭久君紹介)(第四一五号)	一〇四	同(中野洋昌君紹介)(第四五三三三)	一三四	同(宮腰光寛君紹介)(第五四〇号)
四五	同(船田元君紹介)(第三七四号)	七五	同(根本幸典君紹介)(第四一六号)	一〇五	同(中丸啓君紹介)(第四五四号)	一三五	同(今井雅人君紹介)(第五五四号)
四六	同(馬淵澄夫君紹介)(第三七五号)	七六	同(葉梨康弘君紹介)(第四一七号)	一〇六	同(森英介君紹介)(第四五五号)	一三六	同(笠井亮君紹介)(第五五五号)
四七	同(松原仁君紹介)(第三七六号)	七七	同(濱村進君紹介)(第四一八号)	一〇七	同(伊藤信太郎君紹介)(第四五八号)	一三七	同(新原秀人君紹介)(第五六一号)
四八	同(望月義夫君紹介)(第三七七号)	七八	同(松島みどり君紹介)(第四一九号)	一〇八	同(伊藤渉君紹介)(第四五九号)	一三八	同(橋本岳君紹介)(第五六二号)
四九	同(山田賢司君紹介)(第三七八号)	七九	同(笠浩史君紹介)(第四二〇号)	一〇九	同(木原稔君紹介)(第四六〇号)	一三九	同(松浪健太君紹介)(第五六三三三)
五〇	同(山本拓君紹介)(第三七九号)	八〇	同(六見陽一君紹介)(第四二四号)	一一〇	同(鈴木望君紹介)(第四六一号)	一四〇	同(谷畑孝君紹介)(第六一六号)
五一	同(吉川赴君紹介)(第三八〇号)	八一	同(井坂信彦君紹介)(第四二五号)	一一一	同(土井亨君紹介)(第四六二二二)	一四一	同(前原誠司君紹介)(第六一七号)
五二	同(遠藤利明君紹介)(第三八六号)	八二	同(泉健太君紹介)(第四二六号)	一一二	同(長坂康正君紹介)(第四六三三三)	一四二	同(山本公一君紹介)(第六四四号)
五三	同(鬼木誠君紹介)(第三八七号)	八三	同(岩屋毅君紹介)(第四二七号)	一一三	同(船橋利実君紹介)(第四六四四四)	一四三	同(大串正樹君紹介)(第六六二二二)
五四	同(近藤洋介君紹介)(第三八八号)	八四	同(神田憲次君紹介)(第四二八号)	一一四	同(御法川信英君紹介)(第四六五五五)	一四四	同(平口洋君紹介)(第六六七七三)
五五	同(田嶋要君紹介)(第三八九号)	八五	同(菅家一郎君紹介)(第四二九号)	一一五	同(青山周平君紹介)(第四七八八八)	一四五	同(大見正君紹介)(第六七三三三)
五六	同(高鳥修一君紹介)(第三九〇号)	八六	同(塩崎恭久君紹介)(第四三〇号)	一一六	同(大岡敏孝君紹介)(第四七九九九)	一四六	同(柚木道義君紹介)(第六七四四四)
五七	同(富樫博之君紹介)(第三九一号)	八七	同(田所嘉徳君紹介)(第四三一号)	一一七	同(高木美智代君紹介)(第四八〇〇〇)	一四七	同(松本剛明君紹介)(第六八七七七)
五八	同(馳浩君紹介)(第三九二二二)	八八	同(武正公一君紹介)(第四三二二二)	一一八	同(西村明宏君紹介)(第四八一八一一)	一四八	同(亀井静香君紹介)(第七二〇〇〇)
五九	同(森山裕君紹介)(第三九三三三)	八九	同(西岡新君紹介)(第四三三三三)	一一九	同(黄川田徹君紹介)(第四九四四四)	一四九	同(大串博志君紹介)(第七二九九九)
六〇	同(八木哲也君紹介)(第三九四四四)	九〇	同(原口一博君紹介)(第四三四四四)	一二〇	同(階猛君紹介)(第四九五五五)	一五〇	同(玉木雄一郎君紹介)(第七三四四四)
六一	同(横路孝弘君紹介)(第三九五五五)	九一	同(藤井孝男君紹介)(第四三五五五)	一二一	同(高木陽介君紹介)(第四九六六六)	一五一	同(北村誠吾君紹介)(第七四八八八)
六二	同(吉川元君紹介)(第三九六六六)	九二	同(武藤容治君紹介)(第四三六六六)	一二二	同(富岡勉君紹介)(第四九七七七)	一五二	同(小熊慎司君紹介)(第七五五五五)
六三	同(今枝宗一郎君紹介)(第四〇四四四)	九三	同(保岡興治君紹介)(第四三七七七)	一二三	同(富田茂之君紹介)(第四九八八八)	一五三	同(畑浩治君紹介)(第七六二二二)
六四	同(門博文君紹介)(第四〇五五五)	九四	同(阿部知子君紹介)(第四四二二二)	一二四	同(宮下一郎君紹介)(第四九九九九)	一五四	同(古屋範子君紹介)(第七六三三三)
六五	同(菅野さちこ君紹介)(第四〇六六六)	九五	同(工藤彰三君紹介)(第四四三三三)	一二五	同(岸信夫君紹介)(第五一四四四)	一五五	同(野間健君紹介)(第七七一一一)
六六	同(菊田真紀子君紹介)(第四〇七七七)	九六	同(小林鷹之君紹介)(第四四四四四)	一二六	同(鈴木義弘君紹介)(第五一五五五)	一五六	同(井野俊郎君紹介)(第七九一一一)

一五七	同(秋元司君紹介)(第八一四号)	一八六	同(大島章宏君紹介)(第八八八号)	二二七	同(武藤容治君紹介)(第九三五号)	二四二	同(畑浩治君紹介)(第一一六二号)
一五八	同(石破茂君紹介)(第八一七号)	一八七	同(門博文君紹介)(第八八九号)	二二八	同(望月義夫君紹介)(第九三六号)	二四三	同(林田彪君紹介)(第一一六三号)
一五九	同(藤井比早之君紹介)(第八五〇号)	一八八	同(菅家一郎君紹介)(第八九〇号)	二二九	同(吉川越君紹介)(第九三七号)	二四四	同(遠藤利明君紹介)(第一一八二号)
一六〇	同(今村雅弘君紹介)(第九一六号)	一八九	同(佐々木憲昭君紹介)(第八九一号)	二三〇	同(井野俊郎君紹介)(第九六九号)	二四五	同(菅野さちこ君紹介)(第一一八三号)
一六一	同(小里泰弘君紹介)(第九一七号)	一九〇	同(斎藤鉄夫君紹介)(第八九二号)	二二一	同(今津寛君紹介)(第九七〇号)	二四六	同(清水誠一君紹介)(第一一八四号)
一六二	同(福田達夫君紹介)(第九一八号)	一九一	同(篠原孝君紹介)(第八九三号)	二二二	同(岩田和親君紹介)(第九七一号)	二四七	同(中村裕之君紹介)(第一一八五号)
一六三	難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願	一九二	同(田中英之君紹介)(第八九四号)	二三三	同(うえの賢一郎君紹介)(第九七二号)	二四八	同(田畑裕明君紹介)(第一二一六号)
		一九三	同(高木宏壽君紹介)(第八九五号)	二二四	同(岡田克也君紹介)(第九七三三三)	二四九	同(富岡勉君紹介)(第一二一七号)
		一九四	同(高橋ひなこ君紹介)(第八九六号)	二二五	同(新原秀人君紹介)(第九七四号)	二五〇	同(西岡新君紹介)(第一二一八号)
一六四	同(井林辰憲君紹介)(第八五五号)	一九五	同(武井俊輔君紹介)(第八九七号)	二二六	同(武田良太君紹介)(第九七五号)	二五一	同(福田達夫君紹介)(第一二一九号)
一六五	同(石田祝穂君紹介)(第八五六号)	一九六	同(武村展英君紹介)(第八九八号)	二二七	同(中山泰秀君紹介)(第九七六号)	二五二	同(浮島智子君紹介)(第一二四六号)
一六六	同(岩屋毅君紹介)(第八五七号)	一九七	同(額賀福志郎君紹介)(第八九九号)	二二八	同(永山文雄君紹介)(第九七七号)	二五三	同(笠井亮君紹介)(第一二四七号)
一六七	同(上野ひろし君紹介)(第八五八号)	一九八	同(古川慎久君紹介)(第九〇〇号)	二二九	同(葉梨康弘君紹介)(第九七八号)	二五四	同(玄葉光一郎君紹介)(第一二四八号)
一六八	同(大口善徳君紹介)(第八五九号)	一九九	同(堀内昭子君紹介)(第九〇一号)	二三〇	同(松浪健太君紹介)(第九七九号)	二五五	同(西村明宏君紹介)(第一二六八号)
一六九	同(大西健介君紹介)(第八六〇号)	二〇〇	同(三ッ林裕巳君紹介)(第九〇二二)	二三一	同(横路孝弘君紹介)(第九八〇号)	二五六	同(三ッ矢憲生君紹介)(第一二六九号)
一七〇	同(岸本周平君紹介)(第八六一号)	二〇一	同(武藤貴也君紹介)(第九〇三三)	二三二	同(安藤裕君紹介)(第一一〇四号)		
一七一	同(塩崎恭久君紹介)(第八六二二)	二〇二	同(山井和則君紹介)(第九〇四号)	二三三	同(黄川田徹君紹介)(第一一〇五号)		
一七二	同(階猛君紹介)(第八六三三)	二〇三	同(赤嶺政賢君紹介)(第九二二二)	二三四	同(高市早苗君紹介)(第一一〇六号)	二五七	同(吉田泉君紹介)(第一二七〇号)
一七三	同(園田博之君紹介)(第八六四号)	二〇四	同(泉健太君紹介)(第九二二三)	二三五	同(船橋利実君紹介)(第一一〇七号)	二五八	同(伊佐進一君紹介)(第一二九九号)
一七四	同(蘭浦健太郎君紹介)(第八六五号)	二〇五	同(今村雅弘君紹介)(第九二三三)	二三六	同(堀井孝君紹介)(第一一〇八号)	二五九	同(勝沼栄明君紹介)(第一三〇〇号)
一七五	同(高橋みほ君紹介)(第八六六号)	二〇六	同(江田康幸君紹介)(第九二四号)	二三七	同(宮本岳志君紹介)(第一一〇九号)	二六〇	同(佐藤英直君紹介)(第一三〇一号)
一七六	同(武部新君紹介)(第八六七号)	二〇七	同(鬼木誠君紹介)(第九二五号)	二三八	腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(高市早苗君紹介)(第一一〇八〇号)	二六一	同(高木美智代君紹介)(第一三〇二二号)
一七七	同(富樫博之君紹介)(第八六八号)	二〇八	同(木原稔君紹介)(第九二六号)	二三九	難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願(玉城デニー君紹介)(第一一五九号)	二六二	同(馬淵澄夫君紹介)(第一三〇三三)
一七八	同(中川正春君紹介)(第八六九号)	二〇九	同(穀田恵二君紹介)(第九二七号)			二六三	同(高木義明君紹介)(第一三三三三)
一七九	同(原田義昭君紹介)(第八七〇号)	二一〇	同(棚橋泰文君紹介)(第九二八号)			二六四	同(中川俊直君紹介)(第一三三六号)
一八〇	同(福山守君紹介)(第八七一号)	二一一	同(津島淳君紹介)(第九二九号)			二六五	同(後藤田正純君紹介)(第一三九五号)
一八一	同(船田元君紹介)(第八七二二)	二一二	同(中谷元君紹介)(第九三〇号)				
一八二	同(前原誠司君紹介)(第八七三三)	二二三	同(中野洋昌君紹介)(第九三一一)			二六六	同(高橋千鶴子君紹介)(第一三九六号)
一八三	同(宮澤博行君紹介)(第八七四号)	二二四	同(長島昭久君紹介)(第九三二二)				
一八四	同(阿部知子君紹介)(第八八六号)	二二五	同(福田昭夫君紹介)(第九三三三)				
一八五	同(上野ひろし君紹介)(第八八七号)	二二六	同(古川元久君紹介)(第九三四号)				

二六七 同(西野弘一君紹介)(第一四四九号) 二六八 同(馳浩君紹介)(第一四五〇号) 二六九 同(小熊慎司君紹介)(第一五三四号) 二七〇 同(竹本直一君紹介)(第一五三五号) 二七一 同(藤井比早之君紹介)(第一五三六号) 二七二 同(宮下一郎君紹介)(第一五三七号) 二七三 同(柚木道義君紹介)(第一五三八号) 二七四 同(今枝宗一郎君紹介)(第一六三六号) 二七五 同(古屋範子君紹介)(第一六三七号) 二七六 同(塩谷立君紹介)(第一七三二号) 二七七 同(中島克仁君紹介)(第一七三三二号) 二七八 同(大串博志君紹介)(第一八三八号) 二七九 同(上川陽子君紹介)(第一八三九号) 二八〇 同(北村誠吾君紹介)(第一八四〇号) 二八一 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(竹下亘君紹介)(第一六一三三号) 二八二 同(金子一義君紹介)(第一七〇二二号) 二八三 同(郡和子君紹介)(第一七〇三三号) 二八四 同(村上誠一郎君紹介)(第一七〇四号) 二八五 同(大野敬太郎君紹介)(第一八二九号) 二八六 同(上川陽子君紹介)(第一八三〇号) 二八七 同(津村啓介君紹介)(第一八三一号) 二八八 同(寺島義幸君紹介)(第一八三二二号) 二八九 同(林宙紀君紹介)(第一八三三三号) 二九〇 B型・C型肝炎への対策に関する請願(青柳陽一郎君紹介)(第一七九九号)	二九一 同(赤嶺政賢君紹介)(第一八〇〇号) 二九二 同(奥野総一郎君紹介)(第一八〇一号) 二九三 同(笠井亮君紹介)(第一八〇二二号) 二九四 同(亀井静香君紹介)(第一八〇三三号) 二九五 同(河野正美君紹介)(第一八〇四四号) 二九六 同(岸信夫君紹介)(第一八〇五五号) 二九七 同(岸本周平君紹介)(第一八〇六六号) 二九八 同(穀田恵二君紹介)(第一八〇七七号) 二九九 同(佐々木憲昭君紹介)(第一八〇八号) 三〇〇 同(坂元大輔君紹介)(第一八〇九号) 三〇一 同(志位和夫君紹介)(第一八一〇号) 三〇二 同(塩川鉄也君紹介)(第一八一一号) 三〇三 同(高橋千鶴子君紹介)(第一八一二二号) 三〇四 同(玉城デニー君紹介)(第一八一三三号) 三〇五 同(遠山清彦君紹介)(第一八一四四号) 三〇六 同(中丸啓君紹介)(第一八一五五号) 三〇七 同(葉梨康弘君紹介)(第一八一六六号) 三〇八 同(平口洋君紹介)(第一八一七七号) 三〇九 同(平沼赳夫君紹介)(第一八一八八号) 三一〇 同(松本文明君紹介)(第一八一八九号) 三一一 同(三原朝彦君紹介)(第一八二〇号) 三一二 同(宮本岳志君紹介)(第一八二一一号) 三二三 同(保岡興治君紹介)(第一八二二二号)	各委員会及び憲法審査会開会中審査申出案件 内閣委員会 一、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号) 二、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(石関貴史君外四名提出、衆法第二九号) 三、行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(松本剛明君外二名提出、衆法第三〇号) 四、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(松本剛明君外三名提出、衆法第三一号) 五、道州制への移行のための改革基本法案(松浪健太君外四名提出、衆法第四六号) 六、内閣の重要政策に関する件 七、栄典及び公式制度に関する件 八、男女共同参画社会の形成の促進に関する件 九、国民生活の安定及び向上に関する件 一〇、警察に関する件 総務委員会 一、行政機構及びその運営に関する件 二、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 三、地方自治及び地方税財政に関する件 四、情報通信及び電波に関する件 五、郵政事業に関する件 六、消防に関する件	法務委員会 一、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(内閣提出第五二号) 二、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号) 三、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外六名提出、衆法第三二号) 四、民法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第六号) 五、裁判所の司法行政に関する件 六、法務行政及び檢察行政に関する件 七、国内治安に関する件 八、人権擁護に関する件 外務委員会 一、国際情勢に関する件 財務金融委員会 一、国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名提出、衆法第三三三号) 二、租税特別措置法の一部を改正する法律案(桜内文城君外二名提出、衆法第三七号) 三、財政に関する件 四、税制に関する件 五、関税に関する件 六、外国為替に関する件 七、国有財産に関する件 八、たばこ事業及び塩事業に関する件
---	---	---	---

九、印刷事業に関する件 一〇、造幣事業に関する件 一一、金融に関する件 一二、証券取引に関する件 文部科学委員会 一、教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案(中田宏君外四名提出、衆法第二五号) 二、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外二名提出、衆法第四五号) 三、文部科学行政の基本施策に関する件 四、生涯学習に関する件 五、学校教育に関する件 六、科学技術及び學術の振興に関する件 七、科学技術の研究開発に関する件 八、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件 厚生労働委員会 一、薬事法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号) 二、再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(内閣提出第七四号) 三、介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案(柚木道義君外五名提出、衆法第二七号) 四、アレルギー疾患対策基本法案(江田康幸君外二名提出、衆法第一五五号) 五、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案(上川陽子君外六名提出、衆法第二一号)	六、厚生労働関係の基本施策に関する件 七、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 八、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(中川正春君外五名提出、衆法第五号) 二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(中川正春君外五名提出、衆法第六号) 三、農業者戸別所得補償法案(大串博志君外六名提出、衆法第二六号) 四、農林水産関係の基本施策に関する件 五、食料の安定供給に関する件 六、農林水産業の発展に関する件 七、農林漁業者の福祉に関する件 八、農山漁村の振興に関する件 経済産業委員会 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号) 二、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求める件(内閣提出、承認第五号)
三、経済産業の基本施策に関する件 四、資源エネルギーに関する件 五、特許に関する件 六、中小企業に関する件 七、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 八、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件 国土交通委員会 一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求める件(内閣提出、承認第四号) 二、交通基本法案(三日月大造君外三名提出、衆法第三八号) 三、国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案(衛藤征士郎君外五名提出、衆法第四四号) 四、国土交通行政の基本施策に関する件 五、国土計画、土地及び水資源に関する件 六、都市計画、建築及び地域整備に関する件 七、河川、道路、港湾及び住宅に関する件 八、陸運、海運、航空及び観光に関する件 九、北海道開発に関する件 一〇、気象及び海上保安に関する件 環境委員会 一、環境の基本施策に関する件 二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件 三、循環型社会の形成に関する件 四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件	五、公害の防止及び健康被害の救済に関する件 六、原子力の規制に関する件 七、公害紛争の処理に関する件 安全保障委員会 一、自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号) 二、国の安全保障に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件 決算行政監視委員会 一、平成二十一年度一般会計歳入歳出決算 平成二十一年度特別会計歳入歳出決算 平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十一年度政府関係機関決算書 二、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書 三、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書 四、平成二十一年度一般会計歳入歳出決算 平成二十一年度特別会計歳入歳出決算 平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書 五、平成二十一年度政府関係機関決算書 平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書 六、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

七、平成二十三年度一般会計歳入歳出決算 平成二十三年度特別会計歳入歳出決算 平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書 平成二十三年度政府関係機関決算書 八、平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書 九、平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書 一〇、平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件) 一一、平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件) 一二、平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件) 一三、平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件) 一四、平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件) 一五、平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)	一六、平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件) 一七、平成二十四年度特別会計予算総則第二十二條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件) 一八、平成二十四年度特別会計予算総則第二十二條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件) 一九、平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その一) 二〇、歳入歳出の実況に関する件 二一、国有財産の増減及び現況に関する件 二二、政府関係機関の経理に関する件 二三、国が資本金を出資している法人の会計に関する件 二四、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件 二五、行政監視に関する件 議院運営委員会 一、地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案(浦野靖人君外四名提出、衆法第二三三号) 二、任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案(馬場伸幸君外四名提出、衆法第三五五号)	三、国会法等改正に関する件 四、議長よりの諮問事項 五、その他議院運営委員会の所管に属する事項 災害対策特別委員会 一、防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(二階俊博君外十一名提出、衆法第一八二号) 二、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(二階俊博君外十六名提出、衆法第二八号) 三、首都直下地震対策特別措置法案(二階俊博君外十五名提出、衆法第四三三号) 四、災害対策に関する件 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 一、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(海江田万里君外六名提出、衆法第八号) 二、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(園田博之君外十一名提出、衆法第一三三号) 三、公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出、衆法第四一四号) 四、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一、沖縄及び北方問題に関する件 青少年問題に関する特別委員会 一、青少年問題に関する件	海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会 一、海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する件 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 一、北朝鮮による拉致問題等に関する件 消費者問題に関する特別委員会 一、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(内閣提出第六〇号) 二、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件 科学技術・イノベーション推進特別委員会 一、科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件 東日本大震災復興特別委員会 一、東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案(黄川田徹君外七名提出、衆法第四九号) 二、東日本大震災復興の総合的な対策に関する件 原子力問題調査特別委員会 一、原子力問題に関する件 憲法審査会 一、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(馬場伸幸君外三名提出、衆法第一四四号)
--	--	---	---

○議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る二十四日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、昨二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

障害者基本法第十三条の規定に基づく「平成二十四年度障害者施策の概況」に関する報告

少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成二十四年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告

科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成二十四年度科学技術の振興に関する年次報告」

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、今二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

宮路 和明君
三ツ林裕巳君

補欠

三ツ林裕巳君
宮路 和明君

外務委員

辞任

城内 実君
川田 隆君

補欠

川田 隆君
城内 実君

財務金融委員

辞任

小泉進次郎君
中谷 真一君

補欠

中谷 真一君
小泉進次郎君

経済産業委員

辞任

白石 徹君
福田 達夫君
細田 健一君
宮崎 政久君
青山 周平君
小林 鷹之君
船橋 利実君
牧島かれん君

補欠

船橋 利実君
青山 周平君
小林 鷹之君
牧島かれん君
福田 達夫君
細田 健一君
白石 徹君
宮崎 政久君

国土交通委員

辞任

若宮 健嗣君
鬼木 誠君

補欠

鬼木 誠君
若宮 健嗣君

環境委員

辞任

井上 貴博君
斎藤 洋明君

補欠

斎藤 洋明君
井上 貴博君

予算委員

辞任

今村 雅弘君
西川 公也君
牧原 秀樹君
岩田 和親君
村井 英樹君
吉川 昶君

補欠

岩田 和親君
吉川 昶君
村井 英樹君
今村 雅弘君
牧原 秀樹君
西川 公也君

決算行政監視委員

辞任

笹川 博義君
福田 達夫君
青山 周平君
橋本 英教君

補欠

青山 周平君
橋本 英教君
笹川 博義君
福田 達夫君

(理事補欠選任)

一、今二十六日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 浦野 靖人君 (理事山田宏君去る五月二十三日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

中川 正春君
田嶋 要君

補欠

田嶋 要君
中川 正春君

消費者問題に関する特別委員

辞任

秋本 真利君

補欠

勝俣 孝明君

金子 恵美君

宮崎 政久君

井野 俊郎君
石崎 徹君
勝俣 孝明君

石崎 徹君

井野 俊郎君

宮崎 政久君
金子 恵美君
秋本 真利君

一、今二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

山井 和則君
郡 和子君
沖縄及び北方問題に関する特別委員

補欠

郡 和子君
山井 和則君

辞任

宮崎 政久君
石関 貴史君
青山 周平君
西根 由佳君

補欠

青山 周平君
西根 由佳君
宮崎 政久君
石関 貴史君

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員

辞任

池田 佳隆君
野中 厚君
秋本 真利君
笹川 博義君

補欠

笹川 博義君
池田 佳隆君
秋本 真利君
野中 厚君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

高木 毅君
田畑 裕明君

補欠

田畑 裕明君
高木 毅君

官 報 (号 外)

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

小泉進次郎君

穴見 陽一君

穴見 陽一君

小泉進次郎君

原子力問題調査特別委員

辞任

補欠

高木 毅君

穴見 陽一君

細田 健一君

小林 鷹之君

細田 博之君

青山 周平君

青山 周平君

細田 博之君

穴見 陽一君

高木 毅君

小林 鷹之君

細田 健一君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、今二十六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

棚橋 泰文君

星野 剛士君

星野 剛士君

棚橋 泰文君

(議案提出)

一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(田嶋要君外一名提出)

司法試験法の一部を改正する法律案(田嶋要君外一名提出)

東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分

の迅速化に関する法律案(黄川田徹君外七名提出)

(議案受領)

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の

人件費の総額の削減に関する法律案

受動喫煙防止対策の推進に関する法律案

(議案付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(石関貴史君外四名提出、衆法第二十九号)

行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(松本剛明君外二名提出、衆法第三〇号)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(松本剛明君外三名提出、衆法第三二号)

道州制への移行のための改革基本法案(松浪健太君外四名提出、衆法第四六号)

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

以上五件 内閣委員会 付託

地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案(東国原英夫君外四名提出、衆法第三六号)

日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

以上二件 総務委員会 付託

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外六名提出、衆法第二二号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(田嶋要君外一名提出、衆法第四七号)

司法試験法の一部を改正する法律案(田嶋要君外一名提出、衆法第四八号)

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

以上四件 法務委員会 付託

日本銀行法の一部を改正する法律案(今井雅人君外九名提出、衆法第九号)

国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案(桜内文城君外三名提出、衆法第一七号)

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(前原誠司君外四名提出、衆法第三二号)

国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名提出、衆法第三三号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(桜内文城君外二名提出、衆法第三七号)

以上五件 財務金融委員会 付託

教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案(中田宏君外四名提出、衆法第二五号)

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外二名提出、衆法第四五号)

以上二件 文部科学委員会 付託

アレルギー疾患対策基本法案(江田康幸君外二名提出、衆法第一五号)

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案(上川陽子君外六名提出、衆法第二二号)

薬事法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(内閣提出第七四号)

以上四件 厚生労働委員会 付託

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第五号)

以上二件 経済産業委員会 付託

交通基本法案(三日月大造君外三名提出、衆法第三八号)

国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案(衛藤征士郎君外五名提出、衆法第四四号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号)

以上三件 国土交通委員会 付託

平成二十三年度一般会計東日本大震災復興・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)

平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

以上十件 決算行政監視委員会 付託

平成二十五年六月二十六日 衆議院会議録第三十六号(一) 議長報告

地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案(浦野靖人君外四名提出、衆法第二三三号)

任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案(馬場伸幸君外四名提出、衆法第三五五号)

以上二件 議院運営委員会 付託

防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(二階俊博君外十一名提出、衆法第一八号)

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(二階俊博君外十六名提出、衆法第二八号)

首都直下地震対策特別措置法案(二階俊博君外十五名提出、衆法第四三三号)

以上三件 災害対策特別委員会 付託

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(海江田万里君外六名提出、衆法第八号)

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(園田博之君外十一名提出、衆法第一三三号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出、衆法第四一四号)

以上三件 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分

の迅速化に関する法律案(黄川田徹君外七名提出、衆法第四九号)

東日本大震災復興特別委員会 付託

一、去る二十四日、憲法審査会に付託された議案は次のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(馬場伸幸君外三名提出、衆法第一四号)

(議案送付) 憲法審査会 付託

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(田嶋要君外一名提出)

司法試験法の一部を改正する法律案(田嶋要君外一名提出)

東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案(黄川田徹君外七名提出)

(議案通知) 一、去る二十四日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

一、去る二十四日、次の内閣提出案は参議院に送付後六十日以内に議決しないから本院は参議院が否決したものとなすことを議決した旨並びに同案に対して出席議員の三分の二以上の多数をもって、さきに本院において可決したとおり、再び可決した旨参議院に通知した。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(返付議案受領) 一、去る二十四日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出) 一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

仮放免許可を受けた者の現状と政策に関する質問主意書(辻元清美君提出)

年金積立金運用や限定正社員に関する質問主意書(山井和則君提出)

最高指揮官たる安倍総理の覚悟と自衛官の身分保障に関する質問主意書(柚木道義君提出)

政府等に対するサイバー攻撃に関する質問主意書(長妻昭君提出)

電力自由化と外資規制の在り方についての質問主意書(小池政就君提出)

ドメスティック・バイオレンス被害者の保護に関する質問主意書(小池政就君提出)

閣議決定の有効性に関する質問主意書(武正公一君提出)

平成二十一年六月十八日前川清成参議院議員提出の『個別事件』に関する国会答弁についての質問主意書に係る質問主意書(鈴木貴子君提出)

平成二十二年十一月十九日浅野貴博君提出の「法務大臣の答弁のあり方に関する質問主意書」に係る質問主意書(鈴木貴子君提出)

受刑者に対する投票ミスに関する質問主意書

(鈴木貴子君提出)

裁判員制度見直しに関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

いわゆる取り調べの可視化に関する質問主意書

(鈴木貴子君提出)

刑事訴訟法四百七十九条に関する質問主意書

(鈴木貴子君提出)

検察の信頼回復に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

成年後見制度に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、昨二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小池政就君提出電力自由化と再生可能エネルギー電気の導入促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小池政就君提出電源開発促進税のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出原発広報に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡田克也君提出憲法の投票価値の平等の要求に係る政府見解に関する質問に対する答弁書

平成二十五年六月十四日提出
質問 第一〇四号

電力自由化と再生可能エネルギー電気の導入促進に関する質問主意書

提出者 小池 政就

電力自由化と再生可能エネルギー電気の導入促進に関する質問主意書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条では、電気事業者

(一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者)に対して交付される交付金の額は、

特定契約ごとに第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする、と規定されている。

同条第二号では、この控除すべき「回避可能費用」について、「当該電気事業者が特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額」と規定されており、電気事業者に対してはこの額を控除の基準とした金額が交付されることとなる。

そこで以下質問する。

一 同号に定める額の算定の根拠及び考え方について明らかにするとともに、電気料金の算定において総括原価方式の下で認められる「利潤」の他に、交付金の内訳にも当該電気事業者の「利

潤」として計上されるべき費目が含まれているか、明確にされたい。

二 現行制度において、回避可能費用は一般電気事業者については電力会社ごとに定められているが、特定電気事業者及び特定規模電気事業者は一律で同じ値とされている。電力自由化により発電事業者の参入が進んだ場合、電気事業者の区分が抜本的に変更になるとともに、事業者間の競争条件を近づける必要に応じ、交付金の額の算定方法を見直すことが必要になると考えられるが、政府における今後の見直しの有無及びその方向性について示されたい。

三 平成二十五年六月四日の経済産業委員会での参考人質疑において、日本商工会議所の清水参考人が、電力自由化の際に電力を選択する判断基準として「電力の供給者を選ぶときに、やはりその安定性、それから価格、ここがいいとか悪いとかというのは全てそこが判断基準になる」というふうに考えております」と回答している。しかし、太陽光や風力等の再生可能エネルギー電気は天候に左右される為に安定性を欠き、かつ他の火力発電と比べても再生可能エネルギー電気は全体的に割高な傾向があるため、清水参考人が言うような中小企業における選択基準においては優位性を発揮することは難しい。そこで、安倍首相が主張するように、再生可能エネルギーの最大限の導入を目指すには、例えば需要地密着型発電には送料割引の拡大等を通してコジエネレーションや再生可能エネルギー電気の地産地消を促進する制度により、

再生可能エネルギーの付加価値を高める措置が必要と考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八三第一〇四号

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員小池政就君提出電力自由化と再生可能エネルギー電気の導入促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員小池政就君提出電力自由化と再生可能エネルギー電気の導入促進に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「回避可能費用の額の算定の根拠及び考え方」については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第十六条に定めるとおり、「特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる一キロワット時当たりの費用として経済産業大臣が電気事業者ごとに定める額(以下「回避可能費用単価」という。)に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を乗ずる」としてあり、具体

的な回避可能費用単価については、同規則に基づき回避可能費用単価等を定める告示(平成二十四年経済産業省告示第百四十四号)において定めている。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第八条第一項の規定により電気事業者に対して交付される交付金は、電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達に要した費用から回避可能費用を控除したものであり、当該交付金に電気事業者の利潤として計上されるべき費用は含まれていない。

二について

お尋ねの交付金の額の算定方法の(今後の見直しの有無については、電力システム改革の詳細な内容の検討にあわせて、必要に応じ見直し等を行っていく考えである。また、「その方向性」については、電力システム改革との整合性に配慮しつつ、検討していく考えである。

三について

お尋ねの「再生可能エネルギーの付加価値を高める措置」については、再生可能エネルギーの発電コストは、火力等に比して高く、電力市場を自由化した後であっても、市場原理に任せただけではその大幅な導入拡大は困難であるため、再生可能エネルギーの最大限の普及の加速に向けて、固定価格買取制度を着実かつ安定的に運用していく考えである。

また、御指摘の「需要地密着型発電への託送料割引」については、遠隔地の再生可能エネルギーを有効利用する上で影響が生ずることも勘案しつつ、今後の託送料金制度全体の見直しの中で検討していく考えである。

平成二十五年六月十四日提出
質問 第一〇五号
電源開発促進税のあり方に関する質問主意書
提出者 小池 政就

電源開発促進税のあり方に関する質問主意書

電源開発促進税は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第三十六条第二項及び特別会計に関する法律第九十一条第一項に基づき、一般会計を経由してエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に繰り入れられてきた。

その歳出項目は、電源立地対策費、電源利用対策費、原子力安全規制対策費や独立行政法人への運営費等となっており、これまで主として原子力発電所を建設するための地元対策として利用されてきたものである。電源開発促進税は電気料金に上乗せする形で広く国民から徴収されているが、平成二十三年三月十一日の東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に原子力発電所の維持・新設が困難になった現状を鑑みれば、その使い道や制度の在り方そのものについて抜本的な見直しを行うべきであると考えます。

以下政府の考えを明確にご回答いただきたい。
一 平成二十五年五月二十八日の衆議院本会議

で、茂木敏充経済産業大臣は「電源開発促進税は、原子力のみならず、水力発電、地熱発電等の設置の促進などにも充てられています」と答弁している。電源開発促進税において、原子力以外の項目の金額はごく一部と言われているが、現状では、電源開発促進税による支出のうち、原子力発電への支出がいくらかでそれ以外の電源への支出がいくらかということが、公表資料においては明確に示されていない。電源開発促進税の支出につき、直近の決算に基づき電源別に内訳を示されたい。また、今後は電源別に数値を取りまとめ、公表すべきであると思われる。ところ、政府の見解を示されたい。

二 我が国のほとんどの原発が停止している現状にもかかわらず、電源開発促進税の電源立地対策費で実際に行っている事業のほとんどが原発関連であると言われており、東日本大震災の前後でほとんど歳出規模は変わっていない(平成二十二年歳出三千四百六十三億二千二百四十四万三千円、平成二十三年歳出四千七百五十五億五千二百五十四万三千円、平成二十四年度三千三百三十三億三千三百四十万四千円、平成二十五年度三千二百二十一億五千三百五十五万)。むしろ、平成二十四年度から原子力安全規制対策費という項目(平成二十四年度百四十九億二千二百七十七万、平成二十五年度二百九十億四千二百七十七万)が新設されたことを踏まえれば、原発関連への支出は増加しているといえる。先述の平成二十五年五月二十八日の本会議において、茂木敏充経済産業大臣は「電源開発促進税のあり方につ

いては、必要に応じて、しっかりと検証を行ってまいります」とも答弁しているが、東日本大震災以降、国民的に原子力発電所の新設・推進に否定的な意見が多い中で、これまでの原発を中心とした電源開発促進税の在り方については、見直しの必要性に迫られていると考えられる(平成二十五年五月二十三日発表のNHKによる世論調査結果では「原発は減らすべき」と「原発は全廃すべき」が68.1%)。

我が国では、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進する方針を示しているところ、電源開発促進税の大半が事実上原発の関連事業に利用されている状況を抜本的に見直し、例えば、電源開発促進税の中で再生可能エネルギーに関する区分を設け他の電源への充当を禁ずるといった思い切った制度設計に基づく改革を通して、中長期的な再生可能エネルギーの導入促進とともに、原子力発電の利用の減少へ向けて舵取りをする施策が必要であると考え、政府の見解を示されたい。

三 電力システム改革の進展に向けて、現在、国会において電気事業法の一部を改正する法律案が審議されているが(みんなの党では、対案として電力自由化推進法案を参議院に提出している)、原子力発電所の維持のための周辺対策等に多額の予算(電源立地対策費、電源利用対策費・平成二十二年歳出二千八百五十五億九千三百四十万四千円、平成二十三年歳出二千七百三十一億千二百二十五万九千円、平成二十四年度千六百七十九億六千九百九十五万八千円、平成二十五年度

千六百九十六億八千八百四十八万六千円)が使われている現状のままでは、原発を持つ既存の大手発電事業者への事実上の優遇が続くだけであり、自由化後の電力市場に新規参入することが想定される原発を持たない小規模の電気事業者は、競争環境上不利な立場に置かれることになる。

先述の平成二十五年五月二十八日の本会議では、茂木敏充経済産業大臣は「電力自由化の推進と原子力政策の今後のあり方は、いずれにせよ別途の課題であり、電源開発促進税をはじめとする特定の電源の設置等に対する国としての支援のあり方を見直すことに直結するものではありません」と答弁しているが、電力自由化とその際の公平な競争条件の確保とは密接不可分の課題である。電力システム改革の実施に伴い、原子力発電所を持つ発電事業者とその他の発電事業者との公平な競争条件の確保のため、電源開発促進税の運用に関しても、新規事業者の参入を促進するための格差是正措置を導入するべきだと考えるが、政府の見解を示された。

四 電源開発促進税から、東京電力福島第一原子力発電所事故を経てなお、日本原子力研究開発機構、原子力安全基盤機構に事故以前とほぼ同じ水準の金額(平成二十二年度千二百七十一億五千六百三十一万五千円、平成二十三年千二百七十七億四千五百八十万円、平成二十四年度千五百五十八億六千一百八十八万円、平成二十五年千六百一十一億九千四百三十万六千円)の運営

費等が交付されている。原子力発電所の事故を契機として日本原子力研究開発機構、原子力安全基盤機構への支出を見直す予定はあるか。具体的に示されたい。

また、日本原子力研究開発機構及び原子力安全基盤機構には、経済産業省等の省庁からのいわゆる「天下り」やその他の再就職の役員・職員も多数在籍しているが、それぞれの法人に当該役員・職員は何名在籍しているのか。併せて、出身母体である行政機関、当該役員・職員の最終官職及び現在の年収はいくらであるかについても明確に示したうえで、いわゆる「天下り」やその他の再就職についての政府の見解を示されたい。

内閣衆質一八三第一〇五号
平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員小池政就君提出電源開発促進税のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小池政就君提出電源開発促進税のあり方に関する質問に対する答弁書

一 について
電源開発促進税の収入については、一般会計の歳入に組み入れられた後、エネルギー対策特

別会計の電源開発促進税に繰り入れられることになっている。同勘定の中には、電力系統の安定化に資する技術開発等の複数の電源に関連し、電源ごとに内訳を算出することになじまない事業があること等から、お尋ねにお答えすることは困難である。なお、平成二十三年度決算において、明確に電源ごとに内訳を算出することができる事業に係る支出については、原子力発電等関係は約三千二百四十二億円、火力発電関係は約九億円、水力発電関係は約六十三億円である。

二 について

原子力を含む中長期的なエネルギー政策については、エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、多面的に検討を行っているところであり、電源開発促進税の在り方についても、必要に応じて検証を行っていくこととしている。

また、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の着実かつ安定的な運用に加え、予算・税制措置、規制改革等により、最大限普及を加速させていくこととしている。

三 について

電源開発促進税については、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置等に要する費用に充てるため、課されるものである。お尋ねの「新規事業者の参入を促進することについては、需要家の選択肢や事業

者の事業機会の拡大等を目的とする電力システム改革等の中で推進していくこととしている。四 について

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)の福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)の発生後、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)への交付金等については、東京電力の福島第一原子力発電所の廃止措置に関する研究等に係る経費を含めて交付し、また、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「安全基盤機構」という。)への交付金については、原発事故の教訓等を踏まえた原子力安全規制の高度化に資する研究等に係る経費を含めて交付しているところ、今後とも、原発事故の教訓を踏まえ、必要な予算を計上してまいりたい。

また、お尋ねの「いわゆる「天下り」やその他の再就職の役員・職員」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十五年三月三十一日時点において原子力機構の役員に就いている国家公務員退職者については、その人数は二名であり、その最終官職はそれぞれ文部科学省大臣官房付及び国立国会図書館専門調査員であり、また、同日時点において安全基盤機構の役員に就いている国家公務員退職者については、その人数は一名であり、その最終官職は経済産業省大臣官房付である。これらの者の年間報酬等について個別には把握していないが、原子力機構及び安全基盤機構の役員の年間報酬等

については、原子力機構及び安全基盤機構のホームページ等で公表している。独立行政法人の職員については、国家公務員退職者の人数等について、網羅的に把握しておらずお答えすることは困難であるが、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六十二条の二十四第二項の規定に基づく届出等に係る関係書類によって平成二十五年六月二十一日時点で確認できる範囲では、国家公務員であつて退職後原子力機構に職員として再就職した者の最終官職及び人数は、文部科学省大臣官房付であつた者が二名であり、また、国家公務員であつて退職後安全基盤機構に職員として再就職した者の最終官職及び人数は、経済産業省大臣官房付であつた者が二名並びに経済産業省研修所長、気象庁舞鶴海洋気象台長、文部科学省大臣官房付及び経済産業省大臣官房経済産業省図書館長であつた者がそれぞれ一名である。また、お尋ねの「出身母体である行政機関」については、「出身母体」の意味するところが明らかでないことから、お答えすることは困難である。

いずれにせよ、政府としては、国家公務員の再就職に関し、天下りのあつての根絶を図るため、公務の能率的な運営を確保しつつ、同法に規定された再就職等規制を厳格に遵守するとともに情報公開を進める等、各種の取組をこれまでも適切に行つてきたものと考えており、今後とも、そのような取組を推進してまいりたい。

平成二十五年六月十七日提出
質問 第一〇六号

原発広報に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

原発広報に関する質問主意書

平成二十三年、平成二十四年度の原発広報についてお尋ねする。

一 原子力発電に関連する広報関連事業(原子力広聴・広報等事業、原子力教育支援事業など、このほかにもある場合はその事業も対象とする)について、事業名、受注した法人名、受注した法人における国家公務員の再就職者数(存在する場合は省庁名ごとにお示しください)、受注した法人における独立行政法人職員の再就職者数(存在する場合は独立行政法人名ごとにお示しください)、受注した法人における電力会社職員の再就職者数(存在する場合は電力会社名ごとにお示しください)、受注金額を網羅的にご教示の上、国が原発関係の広報を担い、担当省庁や独立行政法人のOBや電力会社の関係者が利益を得る構図となつていないかどうか、ご見解をご教示願いたい。

二 一の各事業の入札について、事業名ごとに、落札者、落札率、入札と随意契約の別、入札の場合には総合評価落札方式かどうか、入札者数、事業金額をご教示願いたい。その上で、総合評価落札方式についての評価をご教示願いたい。

三 一の各事業において、受注した事業の全部又は一部を、国家公務員・独立行政法人の再就職

者が在籍する法人や電力会社の関連会社に再委託している事業をすべてご教示願いたい。その上で、このような発注に問題点があるか、政府のご見解をご教示願いたい。

四 以上を踏まえ、問題のある広報事例があれば、お示しください。また、原子力発電に関する広報について見直す必要があるとお考えか、政府の見解をご教示願いたい。

本質問に関しては、質問番号を束ねた回答ではなく、質問番号ごとに、具体的に回答をいただくことをお願いする。

内閣衆質一八三第一〇六号

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員長妻昭君提出原発広報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出原発広報に関する質問に対する答弁書

質問に対する答弁書

一から四までについて

平成二十三年及び平成二十四年度に政府が原子力発電に関連する広報として行つた事業等(以下「原子力広報事業等」という。)について、年度ごとに、それぞれ①事業等の名称、②受注した法人名、③当初契約額、④契約形態、⑤一般競争入札である場合に、その入札者数及び⑥その落札率を示すと、以下のとおりである。

平成二十三年

①原子力安全委員会及び原子力委員会の情報公開活動施設の管理・運営業務 ②日東カストディアル・サービス株式会社 ③九十六万五千円 ④一般競争入札(最低価格方式) ⑤四 五十五・五パーセント

①和文英訳(我が国の核セキュリティ対策の強化について(案)) ②株式会社ディ・アンド・ワイ ③四十一万四千円 ④随意契約

①会場借上げほか一式(原子力委員会東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置についてご意見を聴く会) ②ハマツ観光株式会社 ③九十五万四千円 ④随意契約

①原子力委員会公開資料等ホームページの掲載業務(H二二三、四、H二二三、七) ②株式会社シンセベース ③四百五十六万八千円 ④一般競争入札(最低価格方式) ⑤四 ⑥六十七・六パーセント

①原子力委員会公開資料等ホームページの掲載業務(H二二三、八、H二二四、三) ②株式会社ケー・デー・シー ③三百七十八万五千円 ④一般競争入札(最低価格方式) ⑤一 ⑥八十二・〇パーセント

①原子力立地地域における広聴・広報 ②財団法人日本原子力文化振興財団 ③三千五百九十五万二千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十七・四パーセント

①高速増殖炉もんじゅに関する広報(新聞広報) ②株式会社福井新聞社 ③二千三百六十二万五千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十五・七パーセント

① 高速増殖炉もんじゅに関する広報(テレビ広報) ② 福井放送株式会社 ③ 二千二百九千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 二 ⑥ 四十五・七パーセント	法人つくば科学万博記念財団 ③ 五千七百七十万円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 一 ⑥ 九十八・五パーセント	競争入札(最低価格方式) ⑤ 二 ⑥ 九十五・七パーセント	① 原子力等有識者派遣 ② 財団法人日本原子力文化振興財団 ③ 二千六百十四万五千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 二 ⑥ 八十一・一パーセント
① 放射線等に関する教育職員セミナーの開催 ② 公益財団法人原子力安全研究協会 ③ 七千七百六千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 二 ⑥ 七十二・九パーセント	① 次世代層向け(中学生)情報誌作成・配布 ② 株式会社コンセン ③ 千九百九十七万円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 一 ⑥ 九十九・八パーセント	① 能登地域における福島県産品の展示等及び新聞広報事業 ② 株式会社電通西日本富山支社 ③ 二百六十三万八千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 四 ⑥ 七十五・四パーセント	① メディアミックス広報 ② 株式会社アサツデー・ケイ ③ 四千五百五十二万八千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 五 ⑥ 九十・九パーセント
① 放射線等に関する学習用機器(簡易放射線測定器)の貸出 ② 公益財団法人日本科学技術振興財団 ③ 一億四千三百二十六万九千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 二 ⑥ 九十八・三パーセント	① 原子力シンポジウム ② 株式会社アサツデー・ケイ ③ 千八百九十万円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 五 ⑥ 七十・五パーセント	① 東北地方太平洋沖地震に伴う電力需給逼迫による計画停電等の実施に係るコールセンターの設置 ② 株式会社もしもしホットライン ③ 八千九百九十七万七千円 ④ 随意契約	① 被災地域産品販売促進事業 ② 株式会社アサツデー・ケイ ③ 三億三千六百万円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 四 ⑥ 九十六・一パーセント
① 放射線等に関する教育情報の提供 ② 財団法人日本原子力文化振興財団 ③ 八千五百七十一万二千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 一 ⑥ 九十七・九パーセント	① オビニオンリーダー向け情報誌作成・配布 ② 株式会社キャリアウイメンズフォーラム ③ 千七百七十三万五千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 一 ⑥ 九十八・四パーセント	① 東日本大震災を契機とした原子力発電所事故により顕在化した電力需給等の問題に係るコールセンターの設置 ② 凸版印刷株式会社 ③ 二百九十七万二千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 三 ⑥ 六十三・〇パーセント	① 六ヶ所村における理解促進活動 ② 六ヶ所地域振興開発株式会社 ③ 二千三百三十一万五千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 一 ⑥ 八十三・〇パーセント
① 原子力に関する副読本等の改訂 ② 財団法人日本原子力文化振興財団 ③ 二千七百七十五千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 二 ⑥ 六十一・九パーセント	① 福島県産品の展示及び新聞広報等事業 ② 株式会社北海道博報堂 ③ 五百四十六万円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 五 ⑥ 九十九・五パーセント	① 体験教室普及 ② 財団法人大阪科学技術センター ③ 二千七百八十七万二千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 四 ⑥ 九十三・〇パーセント	① 隣接市町村広報 ② 財団法人日本原子力文化振興財団 ③ 七千四百五十五万円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 二 ⑥ 八十八・〇パーセント
① 放射線等に関する出前授業等の開催 ② 公益財団法人日本生産性本部 ③ 三千四百六十五万円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 二 ⑥ 六十四・二パーセント	① 地域の「食」に関する理解促進事業 ② 株式会社流通研究所 ③ 六百三十四万六千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 四 ⑥ 九十七・六パーセント	① 東海村JCO臨界事故展示物展示事業 ② 社団法人茨城原子力協議会 ③ 八十一万六千円 ④ 随意契約	① 放射性廃棄物に関するワークショップの開催 ② 株式会社アサツデー・ケイ ③ 三千九百九十万円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 一 ⑥ 九十四・六パーセント
① 放射線等に関する課題研究活動の支援 ② 財団法人日本原子力文化振興財団 ③ 三千九百三十四万二千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 一 ⑥ 九十六・五パーセント	① ローカルマスメディア広報事業 ② 株式会社アド大広名古屋 ③ 百九十一万千円 ④ 一般競争入札(最低価格方式) ⑤ 二 ⑥ 六十七・八パーセント	② 財団法人日本立地センター ③ 二千四百七十五万五千円 ④ 一般競争入札(総合評価方式) ⑤ 二 ⑥ 六十七・八パーセント	① 高レベル放射性廃棄物地層処分模型展示車の運用 ② 財団法人大阪科学技術センター ③

二千百万五千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥百パーセント ①リスク・コミュニケーション支援システムの運用 ②株式会社ノルド ③五百七十七万五千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十五・六パーセント ①地層処分研究地域理解促進事業(瑞浪/「おもしろ科学館二〇一〇 in みずなみ」の開催) ②財団法人中部科学技術センター ③二千百万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤二 ⑥八十八・四パーセント ①放射性廃棄物等広報事業(地層処分研究地域理解促進事業(展示館)) ②株式会社博報堂 ③二千五百七十二万五千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥九十五・五パーセント ①地層処分概念理解促進事業 ②株式会社三菱総合研究所 ③千九百九十五万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十九・九パーセント ①地層処分実規模設備整備事業 ②公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター ③一億二千五百五十八万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十九・七パーセント ①住民向け放射線影響等に関する知識の普及事業 ②財団法人日本原子力文化振興財団 ③四千五百十五万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤五 ⑥五十二・七パーセント ①不正確情報対応 ②株式会社アサツー	①原子力発電所事故による被災住民向け巡回相談事業 ②株式会社電通 ③一億九千九百三十二万五千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥九十九・七パーセント ①ワンストップ相談窓口による相談事業 ②凸版印刷株式会社 ③一億四千四百三十八万六千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤二 ⑥九十七・四パーセント ①総合評価・分析事業 ②株式会社三菱総合研究所 ③千八百五十八万五千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十九・三パーセント ①緊急時携帯端末情報発信等事業 ②セコムトラストシステムズ株式会社 ③二千四百二十四万円 ④一般競争入札(最低価格方式) ⑤一 ⑥九十九・一パーセント ①緊急時等原子力安全情報提供事業 ②株式会社電通 ③三千六百六十八万五千円 ④随意契約	①東日本大震災に伴う原子力発電所事故による緊急事態応急対策の実施に係るコールセンターの設置 ②株式会社もしもしホットライン ③五千六百七十七万八千円 ④随意契約 ①東日本大震災に伴う原子力発電所事故による緊急事態応急対策の実施に係るコールセンターの設置 ②株式会社日立システムズ ③五百二十五万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥四十一・五パーセント 平成二十四年度 ①原子力委員会公開資料等ホームページの掲載業務 ②株式会社SAY企画 ③二百四十七万八千円 ④一般競争入札(最低価格方式) ⑤二 ⑥六十六・三パーセント ①和文英訳(原子力委員会専門部会資料、見解文) ②株式会社ディ・アンド・ワイ ③七十一万五千円 ④随意契約 ①原子力委員会定例会議・臨時会議資料のPDF化業務 ②株式会社ケー・デー・シー ③九十四万五千円 ④随意契約 ①原子力立地地域における広報・広報 ②一般財団法人日本原子力文化振興財団 ③二千七百六十八万八千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十四・六パーセント ①高速増殖炉もんじゅに関する広報(新聞広告) ②株式会社福井新聞社 ③千七百八十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十一・五パーセント ①高速増殖炉もんじゅに関する広報(テレビ広報) ②一般財団法人日本原子力文化振興財団 ③二千九百五十一万九千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥百パーセント ①放射線等に関する教育職員セミナーの開催 ②一般財団法人日本原子力文化振興財団 ③五千九百二十五万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤四 ⑥九十六・一パーセント ①放射線等に関する学習用機器(簡易放射線測定器)の貸出 ②一般財団法人大阪科学技術	①被災地域産品販売促進 ②株式会社ジェイアール東日本企画 ③二億三千四百七十三万八千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤五 ⑥九十四・〇パーセント ①体験教室普及 ②一般財団法人大阪科学技術センター ③千九百万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥五十七・三パーセント ①東海村JCO臨界事故展示物展示事業 ②社団法人茨城原子力協議会 ③八十二万五千円 ④随意契約 ①講師派遣 ②一般財団法人日本原子力文化振興財団 ③二千五百二十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤二 ⑥七十一・九パーセント ①立地地域教育職員等向けセミナー ②公益財団法人原子力安全研究協会 ③二千九百六十八万五千円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤五 ⑥六十六・四パーセント ①NPO等活動整備 ②一般財団法人日本原
---	---	--	---

子力文化振興財団 ③二千五百五十二万五千元 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤二 ⑥八十・〇パーセント ①地域拠点広報事業 ②株式会社電通北海道 ③四百八十八万三千元 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥四十四・四パーセント ①御前崎市風評被害対策事業 ②株式会社プロセスユニーク ③三百六十二万八千元 ④一般競争入札(最低価格方式) ⑤三 ⑥七十二・六パーセント ①地域拠点広報事業(川内地域) ②株式会社総広 ③五百七十一万五千元 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥九十四・五パーセント	故により顕在化した電力需給等の問題に係るコールセンターの設置 ②株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ ③八百八万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤二 ⑥五十三・二パーセント ①六ヶ所村における理解促進活動 ②六ヶ所地域振興開発株式会社 ③千五百七十五万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十二・三パーセント ①隣接市町村等広報 ②一般財団法人日本原子力文化振興財団 ③六千五百十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤四 ⑥七十二・一パーセント ①放射性廃棄物地層処分事業に関する双方向型シンポジウム(共同事業確認方式)の開催 ②株式会社電通 ③七千九百八十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十一・九パーセント ①放射性廃棄物に関するワークショップの開催 ②株式会社博報堂 ③三千三百十八万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥九十七・四パーセント ①高レベル放射性廃棄物地層処分模型展示車の運用 ②一般財団法人大阪科学技術センター ③千八百九十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥八十三・八パーセント ①リスク・コミュニケーション支援システムの運用 ②株式会社ソノルド ③五百八十八万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤二 ⑥九十六・六パーセント	①放射性廃棄物広聴・広報等事業(地層処分研究地層理解促進事業(瑞浪)「おもしろ科学館二〇二二inみずなみ」の開催) ②株式会社CTV MID ENJIN ③千九百七十四万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥八十三・一パーセント ①放射性廃棄物広聴・広報等事業(地層処分研究地層理解促進事業) ②株式会社電通北海道 ③二千九百四十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥九十二・四パーセント ①地層処分概念理解促進事業 ②凸版印刷株式会社 ③千八百九十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十四・五パーセント ①地層処分実規模設備整備事業 ②公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター ③一億千五百七十七万三千元 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十九・八パーセント ①東京電力福島第一原子力発電所事故情報に係るアーカイブ化推進事業 ②凸版印刷株式会社 ③二億千九百四十五万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥八十九・七パーセント ①福島第一原子力発電所事故による福島県被災住民向け電話相談窓口の設置 ②凸版印刷株式会社 ③一億千九百七十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥八十七・五パーセント ①緊急時携帯端末情報発信等事業 ②セコム	トラストシステムズ株式会社 ③二千四百四十八万六千元 ④一般競争入札(最低価格方式) ⑤一 ⑥九十五・二パーセント ①福島第一原子力発電所事故による原子力災害コールセンターの設置 ②株式会社日立システムズ ③五千二百四十九万八千元 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥八十八・八パーセント また、お尋ねの「受注した法人における国家公務員の再就職者数」及び「受注した法人における独立行政法人職員の再就職者数」については、網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難であるが、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六十二条の二十三第一項の規定に基づく届出等に係る関係書類によって平成二十五年六月二十一日時点で確認できる範囲では、株式会社電通については、内閣府、財務省及び経済産業省の職員であった者(財務省の職員であった者については、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十九条第一項の規定により同社から国家公務員に交流採用され、国家公務員退職後、同社に復職した者)がそれぞれ一名並びに特定地方警察官(警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官(以下「地方警察官」という。))のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警察官となった者及びこれに準ずるものとして、警察法第五十六条の二第一項の特定地方警察官で国家公安委員会規則で定める者
①地域拠点広報事業 ②株式会社ライト ③二百七十九万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤二 ⑥九十一・〇パーセント ①東日本大震災を契機とした原子力発電所事故により顕在化した電力需給等の問題に係るコールセンターの設置 ②凸版印刷株式会社 ③二千七百三十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十三・三パーセント ①東日本大震災を契機とした原子力発電所事故により顕在化した電力需給等の問題に係るコールセンターの設置 ②株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ ③八百二十九万五千元 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤五 ⑥五十六・六パーセント ①東日本大震災を契機とした原子力発電所事	故により顕在化した電力需給等の問題に係るコールセンターの設置 ②株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ ③八百八万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤二 ⑥五十三・二パーセント ①六ヶ所村における理解促進活動 ②六ヶ所地域振興開発株式会社 ③千五百七十五万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十二・三パーセント ①隣接市町村等広報 ②一般財団法人日本原子力文化振興財団 ③六千五百十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤四 ⑥七十二・一パーセント ①放射性廃棄物地層処分事業に関する双方向型シンポジウム(共同事業確認方式)の開催 ②株式会社電通 ③七千九百八十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十一・九パーセント ①放射性廃棄物に関するワークショップの開催 ②株式会社博報堂 ③三千三百十八万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥九十七・四パーセント ①高レベル放射性廃棄物地層処分模型展示車の運用 ②一般財団法人大阪科学技術センター ③千八百九十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥八十三・八パーセント ①リスク・コミュニケーション支援システムの運用 ②株式会社ソノルド ③五百八十八万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤二 ⑥九十六・六パーセント	①放射性廃棄物広聴・広報等事業(地層処分研究地層理解促進事業(瑞浪)「おもしろ科学館二〇二二inみずなみ」の開催) ②株式会社CTV MID ENJIN ③千九百七十四万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥八十三・一パーセント ①放射性廃棄物広聴・広報等事業(地層処分研究地層理解促進事業) ②株式会社電通北海道 ③二千九百四十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤三 ⑥九十二・四パーセント ①地層処分概念理解促進事業 ②凸版印刷株式会社 ③千八百九十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十四・五パーセント ①地層処分実規模設備整備事業 ②公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター ③一億千五百七十七万三千元 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥九十九・八パーセント ①東京電力福島第一原子力発電所事故情報に係るアーカイブ化推進事業 ②凸版印刷株式会社 ③二億千九百四十五万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥八十九・七パーセント ①福島第一原子力発電所事故による福島県被災住民向け電話相談窓口の設置 ②凸版印刷株式会社 ③一億千九百七十万円 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥八十七・五パーセント ①緊急時携帯端末情報発信等事業 ②セコム	トラストシステムズ株式会社 ③二千四百四十八万六千元 ④一般競争入札(最低価格方式) ⑤一 ⑥九十五・二パーセント ①福島第一原子力発電所事故による原子力災害コールセンターの設置 ②株式会社日立システムズ ③五千二百四十九万八千元 ④一般競争入札(総合評価方式) ⑤一 ⑥八十八・八パーセント また、お尋ねの「受注した法人における国家公務員の再就職者数」及び「受注した法人における独立行政法人職員の再就職者数」については、網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難であるが、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六十二条の二十三第一項の規定に基づく届出等に係る関係書類によって平成二十五年六月二十一日時点で確認できる範囲では、株式会社電通については、内閣府、財務省及び経済産業省の職員であった者(財務省の職員であった者については、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十九条第一項の規定により同社から国家公務員に交流採用され、国家公務員退職後、同社に復職した者)がそれぞれ一名並びに特定地方警察官(警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官(以下「地方警察官」という。))のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警察官となった者及びこれに準ずるものとして、警察法第五十六条の二第一項の特定地方警察官で国家公安委員会規則で定める者

を定める規則(平成十九年国家公安委員会規則第二十七号で定める者をいう。)であつた者が二名、株式会社アサツーディ・ケイについては、法務省及び経済産業省の職員であつた者がそれぞれ一名再就職した。お尋ねの「受注した法人における電力会社職員の再就職者数」については把握していない。

また、原子力広報事業等を受注した法人が、その全部を再委託しているものはない。原子力広報事業等を受注した法人が、その一部をお尋ねの「国家公務員・独立行政法人の再就職者が在籍する法人」に再委託しているかについては、「国家公務員・独立行政法人の再就職者が在籍する法人」を網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難であるが、国家公務員法第六十六条の二十三第一項(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十四条の二第一項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく届出等に係る関係書類によつて同日時点で確認できる範囲では、府省等又は独立行政法人の退職者が再就職した法人に再委託しているものはない。原子力広報事業等を受注した法人が、その一部をお尋ねの「電力会社の関連会社」に再委託している事業はない。

また、広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要である事業については、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札が適しているものがあると認識している。原子力広報事業等の契約については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)に基づき、随意契約を契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に限定し、

原則として総合評価方式を含めた一般競争入札により行つており、その際、外部有識者も参画して選定を行うなど、適切に行われているものと認識している。今後、一般競争入札については、更に競争性を高めるため、事前説明会の開催や入札参加資格の緩和等を引き続き進めていくこととしている。

平成二十五年六月十七日提出
質問 第一〇七号

憲法の投票価値の平等の要求に係る政府見解
に関する質問主意書

提出者 岡田 克也

憲法の投票価値の平等の要求に係る政府見解に関する質問主意書

平成二十五年六月五日に私が提出した「投票価値の平等及び区割り改定法案に関する質問主意書」に対する答弁書(同年六月十四日送付)は、私が政府自身の見解を問うているにもかかわらず、最高裁判決を引用するのみで何ら質問に答えておらず、極めて不十分かつ不誠実なものである。そこで改めて、憲法の投票価値の平等の要求に係る政府見解について、以下質問する。政府自身の見解について、的確にお答えいただきたい。

一 政府は、区画審設置法三条に規定されていた「二人別枠方式は、平成二十一年総選挙時に於いて、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至つていたと認識しているのか。」
二 一人別枠方式を廃止し、小選挙区を人口比例で都道府県に配分すれば、定数二百九十五の場合、例えば、東京都の小選挙区数は五増、神奈川県は三増となると、緊急は正法及び区割り改定法案では、現在の小選挙区数のまま据え置かれていたが、これが憲法の投票価値の平等の要求に反していないといえるのはなぜか。

三 緊急は正法及び区割り改定法案では、大阪府より人口が多い神奈川県の小選挙区数が大阪府の小選挙区数より少ない逆転現象が生じているが、これが憲法の投票価値の平等の要求に反していないといえるのはなぜか。

四 一人別枠方式を廃止し、小選挙区を人口比例で都道府県に配分すれば、定数二百九十五の場合、鳥取県の小選挙区数は一となること、緊急は正法及び区割り改定法案では二となつていくが、鳥取県の小選挙区数が一とならない合理的な理由について説明されたい。

五 政府は、選挙区間の最大較差が二倍未満であれば、憲法の投票価値の平等の要求に反していないと認識しているのか。

六 選挙区間の最大較差が二倍未満であれば、憲法の投票価値の平等の要求に反していないとの見解を示した最高裁判決はあるか。右質問する。

内閣衆質一八三第一〇七号

平成二十五年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員岡田克也君提出憲法の投票価値の平等の要求に係る政府見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岡田克也君提出憲法の投票価値の平等の要求に係る政府見解に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年六月十四日内閣衆質一八三第九六号。以下「前回答弁書」という。)一についてでお答えしたとおり、平成二十一年八月三十日に執行された第四十五回衆議院議員総選挙に係る最高裁判所平成二十三年三月二十三日判決(以下「平成二十三年最高裁判決」という。)は、「本件選挙時に於いて、本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち一人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至つており、同基準に従つて改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至つていたものではあるが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法十四条一項等の憲法の規定に違反するものということはできない」と判示しており、政府としてもこれを重く受け止めている。

二から四までについて

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十五号。以下「緊急正法」という。)は、平成二十三年最高裁判決を受けて、投票価値の平等を確保する

という要請を踏まえ、各党各会派による御議論を経て、各選挙区間の人口較差を緊急に是正し、違憲状態を早期に解消するために、議員立法により制定されたものであり、政府としては、緊急は正法の規定に従い、衆議院議員選挙区画定審議会からの衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(以下「区割り改定法案」という。)を国会に提出したものである。

緊急は正法附則別表に定められた各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、平成二十三年最高裁判決の投票価値の平等を確保するという要請を踏まえた各党各会派による御議論を経て定められたものと承知している。したがって、緊急は正法及び区割り改定法案が、憲法の投票価値の平等の要求に沿うものと考えている。

五について

お尋ねについては、前回答弁書七についてでお答えしたとおり、平成二十三年最高裁判決は、「衆議院議員の選挙制度においては、都道府県を定数配分の第一次的な基盤とし、具体的な選挙区は、これを細分化した市町村、その他の行政区画などが想定され、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素が考慮されるものと考えられ、国会において、人口の変動する中で、これらの諸要素を

考慮しつつ、国政遂行のための民意的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになる」と判示しており、政府としてもこれを重く受け止めている。

六について

御指摘のような見解を示した最高裁判所の判決があるとは承知していないが、平成二十三年最高裁判決は、緊急は正法による改正前の衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)第三条第一項について、「選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が二倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものということができる」と判示しているものと承知している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。

平成二十五年六月二十一日

参議院議長 平田 健二
衆議院議長 伊吹 文明殿

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「保護」を「保護等」に改める。

目次中「第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)」を「第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)」を「第五章の二 補則(第二十八条の二)」に改める。

第一条中「この項」の下に「及び第二十八条の二」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章

までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等といい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第二十九条中「保護命令」の下に「(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)」を加える。

第三十条中「含む。」の下に「又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十六号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定」の下に「同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一六の項イ及び同表一七の項ホ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 本法案は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となつてゐる状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用すること。

2 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本法案は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となつてゐる状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講ずるもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十五年六月二十五日

内閣委員長 平井たくや

衆議院議長 伊吹 文明殿

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十五年六月二十一日

参議院議長 平田 健二

衆議院議長 伊吹 文明殿

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「怨恨」を「怨恨」に改め、同項第五号中「かけ若しくは」を「かけ、」に改め、「用いて」の下に「送信し、若しくは電子メールを」を加え、同項第八号中「性的羞恥心」を「性的羞恥心」に改める。

第四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。

4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出

をした者に書面により通知しなければならない。

第五条第一項中「ときは」の下に「、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又は職権で」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。

4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

第八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第一項中「対する」の下に「婦人相談所その他適切な施設による」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

官 報 (号 外)

第十条第一項中「住所」を「住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地」に改め、同条第二項中「住所」を「住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地」に改め、同条第三項中「当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所を当該公安委員会の管轄区域内から他の公安委員会の管轄区域内に移転したを」次に掲げる事由が生じたことを知ったに改め、同項に次の各号を加える。 一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。 二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所(日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。	(通知に関する経過措置) 第二条 この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「新法」という。)第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。 (条例との関係) 第三条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。 (政令への委任) 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討) 第五条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化して	いること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。 2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができるとあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たつて適切な役割を果たすものとする。 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本法案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援を明記する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。 1 拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に含め、規制の対象とすること。 2 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容	及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければならないこと。 3 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならないこと。 4 警告を求める旨の申出をした者の申出によつても、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は禁止命令等をすることができることとし、当該申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならないこと。 5 公安委員会は、4の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならないこと。 6 国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記すること。 7 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発等及び6の支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備及び民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
--	---	--	---

8 禁止命令等に係る事案に関する警告を求める旨の申出をした者の居所若しくは当該禁止命令等に係るつきまとい等をして不安を覚えさせる行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。9において同じ。)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会においても、禁止命令等を行うことができるようにするこ

9 警告を求める旨の申出をした者の居所若しくは当該申出に係るつきまとい等をして不安を覚えさせる行為をした者の住所の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等においても、警告及び仮の命令をすることができるようになること。

10 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、電子メールを送信する行為を規制の対象に加える等必要な措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十五年六月二十五日

内閣委員長 平井たぐや
衆議院議長 伊吹 文明殿

昨二十五日は、会議を開くに至らなかった。

官報

号外 平成二十五年六月二十六日

○第百八十三回国会 衆議院会議録 第三十六号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 百十八件

内

予算 九件

内

両院可決 六件

日本国憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつたもの 三件

条約 十八件

内

両院承認 九件

本院通過、参議院未了 六件

参議院に提出、同院未了(本院予備審査) 三件

法律案 七十五件

内

成立 六十三件

内

両院通過 六十二件

日本国憲法第五十九条第二項に基づき本院議決案を再議決したもの 一件

本院閉会中審査 八件

本院通過、参議院未了 四件

国会の承諾を求めるの件 九件 本院閉会中審査

国会の承認を求めるの件 五件

内

両院承認 三件

本院閉会中審査 二件

決算その他 二件

内

閉会中審査 一件

未了 一件

議員提出議案 五十一件

内

法律案 四十九件

内

成立 七件

否決 三件

本院閉会中審査 二十七件

本院通過、参議院未了 二件

本院未了 七件

撤回 三件

決議案 二件 可決

重要動議 五件 可決

参議院提出法律案及び参議院議員提出法律案 三十二件

内

参議院提出法律案 四件

内

成立 三件

本院閉会中審査 一件

参議院議員提出法律案(本院予備審査) 二十八件

内

参議院未了 二十七件

撤回 一件

本院において前国会から継続した決算等 十一件

内

閉会中審査 九件

未了 二件

請願 千八百五十九件(千八百五十九通)

内

採択、内閣送付 三百四十八件(三百四十八通)

通

未了 千五百一十一件(千五百一十一通)

質問 百三十三件

国家公務員等の任命について同意又は事後承認を求めるの件 三十六件

内

同意を求めるの件 三十三件 同意

事後承認を求めるの件 三件 承認

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、今二十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

(議決通知)

一、今二十六日、本院は、閉会中次のとおり委員会及び憲法審査会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

二、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(石関貴史君外四名提出、衆法第二九号)

三、行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(松本剛明君外二名提出、衆法第三〇号)

四、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(松本剛明君外三名提出、衆法第三一号)

五、道州制への移行のための改革基本法案(松浪健太君外四名提出、衆法第四六号)

六、内閣の重要政策に関する件

七、栄典及び公式制度に関する件

八、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

九、国民生活の安定及び向上に関する件

一〇、警察に関する件

総務委員会

- 一、行政機構及びその運営に関する件
- 二、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件
- 三、地方自治及び地方税財政に関する件
- 四、情報通信及び電波に関する件
- 五、郵政事業に関する件
- 六、消防に関する件

法務委員会

- 一、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(内閣提出第五二号)
- 二、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二〇号)
- 三、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外六名提出、衆法第二二二号)
- 四、民法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第六号)
- 五、裁判所の司法行政に関する件
- 六、法務行政及び検察行政に関する件
- 七、国内治安に関する件
- 八、人権擁護に関する件

外務委員会

- 一、国際情勢に関する件

財務金融委員会

- 一、国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名提出、衆法第三三三号)

- 二、租税特別措置法の一部を改正する法律案(桜内文城君外二名提出、衆法第三七号)
- 三、財政に関する件
- 四、税制に関する件
- 五、関税に関する件
- 六、外国為替に関する件
- 七、国有財産に関する件
- 八、たばこ事業及び塩事業に関する件
- 九、印刷事業に関する件
- 一〇、造幣事業に関する件
- 一一、金融に関する件
- 一二、証券取引に関する件

文部科学委員会

- 一、教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案(中田宏君外四名提出、衆法第二五号)
- 二、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外二名提出、衆法第四五号)
- 三、文部科学行政の基本施策に関する件
- 四、生涯学習に関する件
- 五、学校教育に関する件
- 六、科学技術及び學術の振興に関する件
- 七、科学技術の研究開発に関する件
- 八、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件

厚生労働委員会

- 一、薬事法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)
- 二、再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(内閣提出第七四四号)

- 三、介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案(柚木道義君外五名提出、衆法第二七号)
- 四、アレルギー疾患対策基本法案(江田康幸君外二名提出、衆法第一五号)
- 五、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案(上川陽子君外六名提出、衆法第二一号)
- 六、厚生労働関係の基本施策に関する件
- 七、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 八、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

- 一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(中川正春君外五名提出、衆法第五号)
- 二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(中川正春君外五名提出、衆法第六号)
- 三、農業者戸別所得補償法案(大串博志君外六名提出、衆法第二六号)
- 四、農林水産関係の基本施策に関する件
- 五、食料の安定供給に関する件
- 六、農林水産業の発展に関する件
- 七、農林漁業者の福祉に関する件
- 八、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会

- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)
 - 二、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第五号)
 - 三、経済産業の基本施策に関する件
 - 四、資源エネルギーに関する件
 - 五、特許に関する件
 - 六、中小企業に関する件
 - 七、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
 - 八、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件
- 国土交通委員会
- 一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号)
 - 二、交通基本法案(三日月大造君外三名提出、衆法第三八号)
 - 三、国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案(衛藤征士郎君外五名提出、衆法第四四号)
 - 四、国土交通行政の基本施策に関する件
 - 五、国土計画、土地及び水資源に関する件
 - 六、都市計画、建築及び地域整備に関する件
 - 七、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
 - 八、陸運、海運、航空及び観光に関する件
 - 九、北海道開発に関する件
 - 一〇、気象及び海上保安に関する件

環境委員会

- 一、環境の基本施策に関する件
- 二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件
- 三、循環型社会の形成に関する件
- 四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
- 五、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
- 六、原子力の規制に関する件
- 七、公害紛争の処理に関する件
- 安全保障委員会
- 一、自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)
- 二、国の安全保障に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算行政監視委員会
- 一、平成二十一年度一般会計歳入歳出決算
平成二十一年度特別会計歳入歳出決算
平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書
- 平成二十一年度政府関係機関決算書
- 二、平成二十一年度国有財産増減及び現在額
総計算書
- 三、平成二十一年度国有財産無償貸付状況
総計算書
- 四、平成二十二年一般会計歳入歳出決算
平成二十二年特別会計歳入歳出決算
平成二十二年国税収納金整理資金受払計算書
- 平成二十二年政府関係機関決算書

- 五、平成二十二年国有財産増減及び現在額
総計算書
- 六、平成二十二年国有財産無償貸付状況
総計算書
- 七、平成二十三年一般会計歳入歳出決算
平成二十三年特別会計歳入歳出決算
平成二十三年国税収納金整理資金受払計算書
- 平成二十三年政府関係機関決算書
- 八、平成二十三年国有財産増減及び現在額
総計算書
- 九、平成二十三年国有財産無償貸付状況
総計算書
- 一〇、平成二十三年一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)
- 一一、平成二十三年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)
- 一二、平成二十三年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)
- 一三、平成二十三年特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)
- 一四、平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)
- 一五、平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

- 一六、平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)
- 一七、平成二十四年度特別会計予算総則第十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)
- 一八、平成二十四年度特別会計予算総則第十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)
- 一九、平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その一)
- 二〇、歳入歳出の実況に関する件
- 二一、国有財産の増減及び現況に関する件
- 二二、政府関係機関の経理に関する件
- 二三、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
- 二四、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 二五、行政監視に関する件
- 議院運営委員会
- 一、地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案(浦野靖人君外四名提出、衆法第二三三号)
- 二、任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案(馬場伸幸君外四名提出、衆法第三五五号)

- 三、国会法等改正に関する件
- 四、議長よりの諮問事項
- 五、その他議院運営委員会の所管に属する事項
- 災害対策特別委員会
- 一、防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(二階俊博君外十一名提出、衆法第一八八号)
- 二、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(二階俊博君外十六名提出、衆法第二八八号)
- 三、首都直下地震対策特別措置法案(二階俊博君外十五名提出、衆法第四三三号)
- 四、災害対策に関する件
- 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
- 一、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(海江田万里君外六名提出、衆法第八号)
- 二、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(園田博之君外十一名提出、衆法第一三三号)
- 三、公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出、衆法第四一四号)
- 四、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖縄及び北方問題に関する件
- 青少年問題に関する特別委員会
- 一、青少年問題に関する件

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会

一、海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する件

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する件

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(内閣提出第六〇号)

二、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

科学技術・イノベーション推進特別委員会

一、科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案 黄川田徹君外七名提出、衆法第四九号

二、東日本大震災復興の総合的対策に関する件

原子力問題調査特別委員会

一、原子力問題に関する件

憲法審査会
一、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(馬場伸幸君外三名提出、衆法第一四号)

(議案通知)

一、今二十六日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案



各大臣等の海外出張時に同行する企業等の情報公開等に関する質問主意書(小宮山泰子君提出)及び答弁書

各大臣等の海外出張時に同行する企業等による契約受注案件の情報公開等に関する質問主意書(小宮山泰子君提出)及び答弁書

日本海沿岸東北自動車道の早期整備に関する質問主意書(村岡敏英君提出)及び答弁書

鳥海ダム の早期着手に関する質問主意書(村岡敏英君提出)及び答弁書

ハツ場ダム本体工事と工期に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)及び答弁書

プラスチック製容器包装リサイクルの入札制度に関する質問主意書(中田宏君提出)及び答弁書

生活保護の制度と水準に関する質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書

我が国の国土を保全するための土地取得の規制強化に関する質問主意書(河野正美君提出)及び答弁書

子宮頸がんワクチン予防接種に関する質問主意書(宮沢隆仁君提出)及び答弁書

IT企業の国内サービスへの課税に関する質問

主意書(小池政就君提出)及び答弁書

司法試験受験回数制限の緩和に伴う経過措置に関する質問主意書(小池政就君提出)及び答弁書

仮放免許可を受けた者の現状と政策に関する質問主意書(辻元清美君提出)及び答弁書

年金積立金運用や限定正社員に関する質問主意書(山井和則君提出)及び答弁書

最高指揮官たる安倍総理の覚悟と自衛官の身分保障に関する質問主意書(柚木道義君提出)及び答弁書

政府等に対するサイバー攻撃に関する質問主意書(長妻昭君提出)及び答弁書

電力自由化と外資規制の在り方についての質問主意書(小池政就君提出)及び答弁書

ドメスティック・バイオレンス被害者の保護に関する質問主意書(小池政就君提出)及び答弁書

閣議決定の有効性に関する質問主意書(武正公一君提出)及び答弁書

平成二十一年六月十八日前川清成参議院議員提出の「個別事件」に関する国会答弁について

の質問主意書に係る質問主意書(鈴木貴子君提出)及び答弁書

平成二十二年十一月十九日浅野貴博君提出の「法務大臣の答弁のあり方に関する質問主意書」に係る質問主意書(鈴木貴子君提出)及び答弁書

受刑者に対する投薬ミスに関する質問主意書(鈴木貴子君提出)及び答弁書

裁判員制度見直しに関する質問主意書(鈴木貴子君提出)及び答弁書

いわゆる取り調べの可視化に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)及び答弁書

刑事訴訟法四百七十九条に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)及び答弁書

検察の信頼回復に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)及び答弁書

成年後見制度に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)及び答弁書

〔会議録追録に掲載〕